



# 青 森 県 報

第二千十二号

平成十四年四月二十二日(月曜日)

## 目 次

### 告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…

(人事課) … 一  
(市町村課) … 二  
(振興課) … 二  
(林政課) … 二

青森県営林請負取扱規程の一部を改正する規程…

(林政課) … 二

### 出先機関

土地改良事業の工事の完了…

(三地方農林水産事務所) … 四

右 同…

(西地方農林水産事務所) … 四

道路の位置の指定…

(十和田県土整備事務所) … 四

### 公安委員会

技能検定員等の審査の実施…

(運転免許課) … 四

## 告 示

## 示

青森県告示第百十六号

平成十四年四月二十七日青森県告示第百零八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成十四年四月二十二日

青森県知事 木村守男

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二五〇円	一三、四〇八円
二十歳以上二十五歳未満	五、三一六円	一三、四〇八円
二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一三、四四二円
三十歳以上三十五歳未満	六、八六九円	一六、五八五円
三十五歳以上四十歳未満	七、三五〇円	一九、三八〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、三二五円	二一、六六八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二五七円	二一、六八一円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇四七円	二四、三八八円

五十五歳以上六十歳未満	六、四二一円	二三、四六七円
六十歳以上六十五歳未満	四、四一三円	一九、六八七円
六十五歳以上七十歳未満	四、二五〇円	一四、八七五円
七十歳以上	四、一五〇円	一三、四〇八円

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、平成十四年四月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び平成十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第二百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

青森市妙見二丁目八八の一、八八の五から八八の一〇までを大字筒井字八ッ橋に編入する。

青森県告示第二百十八号

青森県営林請負取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年四月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

青森県営林請負取扱規程の一部を改正する規程

青森県営林請負取扱規程（昭和三十九年六月青森県告示第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四章の章名中「着手、」を削る。  
 第九条を削る。

第十条中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第一号様式の第四条中「~~審議決定~~審議決定」を「~~審議した~~審議した日から十四日以内」に改め、同様式の第三十九条を同様式の第四十条とし、同様式の第三十八条中「~~審議一編併し~~併し」を「~~審議一編併し~~併し」に改め、同条を同様式の第三十九条とし、同様式の第三十七条第四項中「~~審議一編~~一編」を「~~審議一編~~一編」に改め、同条を同様式の第三十七条第四項中「~~審議一編~~一編」に改め、同条を同様式の第三十八条とし、同様式の第三十六條第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号及び第二号中「~~審議一編~~一編」を「~~審議一編~~一編」に改め、同条第二項中「~~審議二編~~二編及び~~審議三編~~三編」を「~~審議二編~~二編及び~~審議三編~~三編」に改め、同条を同様式の第三十七条とし、同様式の第三十五条中「~~審議一編~~一編」を「~~審議一編~~一編」に改め、同条を同様式の第三十六条とし、同様式の第三十四条中「~~審議一編~~一編」を「~~審議一編~~一編」に改め、同条を同様式の第三十五条とし、同様式の第三十四条第一項中「~~審議一編~~一編」を「~~審議一編~~一編」に改め、同条を同様式の第三十五条とし、同様式の第三十三条を同様式の第三十四条とし、同様式の第三十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「~~審議一編~~一編又は~~審議一編~~一編」を「~~審議一編~~一編又は~~審議一編~~一編」に改め、同項第六号中「~~審議一編~~一編及び~~審議一編~~一編」を「~~審議一編~~一編及び~~審議一編~~一編」に改め、同条を同様式の第三十三条とし、同様式の第三十一条中「~~審議二編~~二編」を「~~審議二編~~二編」に改め、同条を同様式の第三十二条とし、同様式の第三十条第五項中「~~審議二編~~二編」を「~~審議二編~~二編」に改め、同条を同様式の第三十一条とし、同様式の第二十九条第二項中「~~審議三編~~三編」を「~~審議三編~~三編」に改め、同条を同様式の第三十条とし、同様式の第二十八条第二項中



第四号様式中「罫10罫」を「罫6罫」に改め、同様式を第三号様式とする。  
第五号様式中「罫11罫」を「罫10罫」に改め、同様式を第四号様式とする。  
第六号様式中「罫12罫」を「罫11罫」に改め、同様式を第五号様式とする。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

### 出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年四月二十二日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆夫

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
一三年災農地災害復旧事業六四一	福地村	平成十四・三・三一
樋口地区基盤整備促進事業	南部町	十四・三・八

土地改良事業の工事の完了

小戸六地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年四月二十二日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業

二 工事完了年月日

平成十四年三月六日

十和田県土整備事務所告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び六戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年四月二十二日

十和田県土整備事務所長 上原 佳三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢七六の二二一	五・二五メートル	六・〇〇メートル	平成十四・四・二

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十一号

平成十四年度技能検定員等の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二十一条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月二十二日

青森県公安委員会委員長 橋本 昭一

一 審査の種類、日時、場所及び項目

技能検定員 (普通) (大型) (一種) (二種)	教習指導員 (普通) (大型) (一種) (二種)	技能検定員 (普通) (大型) (一種) (二種)	教習指導員 (普通) (大型) (一種) (二種)	技能検定員 (普通) (大型) (一種) (二種)	教習指導員 (普通) (大型) (一種) (二種)	審査の種類
午後三時五十分から八時までの間	午前八時三十分から午後五時までの間	午前八時三十分から午後五時までの間	午前八時三十分から午後五時までの間	午後三時五十分から八時までの間	午前八時三十分から午後五時までの間	平成十四年五月十四日から五月十七日まで
右	右	右	右	右	右	青森市大字三内字丸山一八の四 青森県警察本部交通 部運転免許課
・技能検定に関する知識	・教習に関する知識・技能	・技能検定に関する知識	・教習に関する知識・技能	・技能検定に関する知識	・教習に関する知識・技能	審査項目

教習指導員 (大自二)	技能検定員 (大自二)
平成十四年五月十四日から五月十七日まで	平成十四年五月十四日から五月十七日まで
右	右
・教習に関する知識・技能	・技能検定に関する知識

- 二 申請手続
- 1 申請類の受付期間及び提出先
- (一) 五月中の審査は五月一日から審査当日まで、以後の審査は各審査日の一か月前から審査当日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四  
青森県警察本部交通部運転免許課
- 2 提出書類
- (一) 審査申請書
- 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三部身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚をちよう付すること。
- (二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ該当各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (三) 当該審査を受審できることを証するため、運転免許証を審査当日提示すること。
- 三 審査手数料
- 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第一条に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。
- 四 その他
- 1 審査申請用紙は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- 2 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話青森七八二局〇〇七一番)に問い合わせること。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭